

# 建築物省エネ法について（規制措置の概要と省エネ判定機関のご案内）

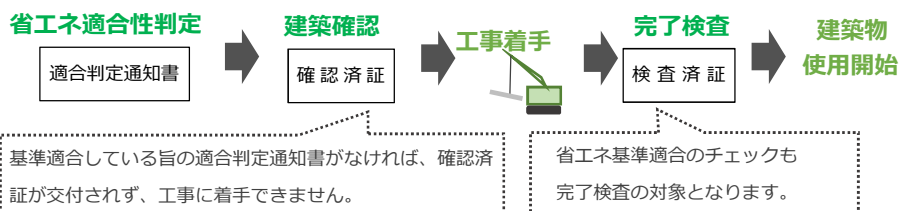
## 1. 概要

令和3年4月に改正施行された建築物省エネ法（正式名称は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」。）の規制措置により、建築主が一定規模以上の建築物を新築・増改築する際には、以下の対応が必要となっています。

### 300㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築

**工事着手前に、所管行政庁または登録省エネ判定機関※による省エネ適合性判定を受けることが義務付けられています。**〔建築物省エネ法第12条・第15条〕

省エネ基準に適合していなければ、**建築基準法の確認済証や検査済証の交付を受けることができません。**



## 2. 登録省エネ判定機関・所管行政庁

中国地方整備局（建政部）では、中国地方のみを業務区域とする登録省エネ判定機関に対する登録・監督等の事務を行っています。

[【登録省エネ判定機関登録簿（中国地方整備局長登録）】](#)



なお、全国の登録省エネ判定機関は、（一財）住宅性能評価・表示協会のホームページで確認できます。また、物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁・登録省エネ判定機関の連絡先も検索できます。

評価協会 省エネ適判窓口

検索



[http://www.hyoukakyukai.or.jp/shouene\\_tekihan/](http://www.hyoukakyukai.or.jp/shouene_tekihan/)

### 3. 制度の詳細やご質問

制度の詳細については、[国土交通省ホームページ](#)の“建築物省エネ法のページ”をご覧ください。

建築物省エネ法のページ

検索



クリック!

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)

制度に関するご質問は、[省エネサポートセンター](#)で受け付けています。

- 受付時間：平日9:30～12:00／13:00～17:30
- メール：support-c@ibec.or.jp
- F A X：03-3222-6610 ● T E L：0120-882-177

#### 省エネサポートセンターホームページ

[http://www.ibec.or.jp/ee\\_standard/support\\_center.html](http://www.ibec.or.jp/ee_standard/support_center.html)



クリック!

※ ご質問の前に F A Q（よくある質問と回答）をご確認ください。  
〈 [http://www.ibec.or.jp/ee\\_standard/faq.html](http://www.ibec.or.jp/ee_standard/faq.html) 〉

※ 電話は混み合って通じないことがありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。